

# 国別障害関連情報 ルワンダ共和国

独立行政法人  
国際協力機構（JICA）

令和3年2月  
（2021年2月）

株式会社国際開発センター  
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報

ルワンダ共和国

目次

1. 基礎指標.....	1
1-1. 基礎指標.....	1
1-2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策.....	7
2-1. 障害関連行政制度.....	7
2-2. 障害関連法律の詳細.....	9
2-3. CRPD 批准による対応状況.....	13
2-4. 障害関連施策の状況.....	13
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (GBR/CBID) の状況.....	20
2-6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	21
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	22
3. 障害関連団体の活動概況.....	25
3-1. 障害当事者団体の活動概要.....	25
3-2. 障害者支援団体の活動概要.....	26
4. 参考資料.....	27

図表目次

図 1 機能障害別の障害者数割合（5 歳以上）（2012） .....	4
図 2 障害者の性別割合（%）（5 歳以上）（2012） .....	4
図 3 障害の年齢別割合（5 歳以上）（2012） .....	5
図 4 障害の原因（5 歳以上）（2012） .....	5
図 5 障害者の居住地域（県別、5 歳以上）（2012） .....	6
図 6 NCPD の行政組織.....	7
表 1 障害関連担当機関の概要と役割.....	8

略語表

ABC	Accessible Books Consortium	アクセシブル書籍連合体
CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
CRC	Convention on the Rights of the Child	児童の権利に関する条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
EDPRS2	Second Economic Development and Poverty reduction Strategy	第2 経済開発貧困削減戦略
GIZ	Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit	ドイツ国際協力公社
GMO	Gender Monitoring Office	ジェンダー監視事務所
ICT	Information Communication Technology	情報コミュニケーション技術
LMIS	Labour Market Information System	労働市場情報システム
MIFOTRA	Ministry of Public Service and Labour	公共サービス労働省
MINALOC	Ministry of Local Government	地方政府省
MININFRA	Ministry of Infrastructure	インフラ省
MOH	Ministry of Health	保健省
NCPD	National Council of Persons with Disabilities	国家障害者評議会
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NISR	National Institute of Statistics of Rwanda	ルワンダ国家統計研究所
NSPP	National Social Protection Policy	国家社会保障政策
NST1	National Strategy for Transformation	変革のための国家戦略
NUDOR	National Union of Disability Organizations in Rwanda	ルワンダ全国障害者団体連合
OHCHR	Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights	国際連合人権高等弁務官事務所
RNUD	Rwanda National Union of the Deaf	ルワンダ国家聴覚障害者連合
RPHC4	the Fourth Rwanda Population and Housing Census	第4次ルワンダ人口住宅国勢調査
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNDP	United Nations Development Program	国連開発計画

UPHILS	Umbrella of organisations of Persons with Disabilities combating HIV/AIDS	HIV/エイズの撲滅を目指す障害者連盟
VSO	Voluntary Service Overseas	海外ボランティアサービス
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関

## 1. 基礎指標

### 1-1. 基礎指標<sup>1</sup>

一人当たり GDP	801.66 米ドル	2019
-----------	------------	------

### セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	6.57 %	2017
教育（対 GDP 比）	3.10 %	2018
社会福祉（対 GDP 比）	1.44 %	2016

### 人口

総人口	12,626,950 人	2019
男性人口比率	49.15 %	2019
女性人口比率	50.85 %	
都市人口比率	17 %	2019
農村人口比率	83 %	
出生時平均余命（全体）	69 歳	2018
男性	67 歳	
女性	71 歳	

### 保健医療

栄養不足蔓延率	36 %	2018
新生児死亡率（1,000 人当たり）	16 人	2019

### 教育

教育制度 <sup>2</sup>		
初等教育年数	6 年	2020
義務教育年数	6 年	2019
成人識字率（全体）	73 %	2018
男性	78 %	
女性	69 %	

<sup>1</sup> 世界銀行（<https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2020-12-08））に基づく。

<sup>2</sup> 初等教育は、6 歳から 12 歳の 6 年間、前期中等教育は 12 歳から 15 歳の 3 年間、後期中等教育は 15 歳から 18 歳の 3 年間を指し、基礎教育／義務教育は前期中等教育までの 9 年間。外務省サイト、ルワンダの教育 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world\\_school/07africa/infoC75200.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/07africa/infoC75200.html)（参照 2021-01-16）

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	133 %	2018
男子	133 %	2019
女子	130 %	2019
中等教育（総就学率）		
全体	41 %	2018
男子	42 %	2019
女子	47 %	2019
高等教育（総就学率）		
全体	7 %	2018
男子	7 %	2019
女子	6 %	2019

## 雇用

失業率（全体）	1.0 %	2020
男性	1.0 %	
女性	1.1 %	

## 1-2. 障害に関する指標

### 1-2-1. 障害の定義

ルワンダ共和国（以下、「ルワンダ」）政府は、2007年に一般的な障害者の保護に関する国内法第01/2007号（以下、「一般障害者保護法」）を制定した。同法第2条で示している障害（disability）の定義は、「生活に不可欠な能力を失った人、あるいは他の人と比較して機能不全があり、この事実のために、他の人のように平等な機会を享受していない人の状態<sup>3</sup>」としている。また、この法律の下では、障害者とは、「先天的に、ならびに、病気・事故・紛争、または障害を引き起こす可能性のあるその他の理由による機能不全のある人のこと<sup>4</sup>」としている。機能不全（deficiency）に焦点を当てたこの定義は、障害の医療モデルに対応している<sup>5</sup>。

<sup>3</sup> 原文抜粋： a state of a person who has lost the capacities that are essential to life or who has deficiencies compared to other persons and due to this fact, who does not enjoy equal chances and opportunities like the others.

<sup>4</sup> 原文抜粋： a person with disability is any person with congenital deficiency or inability acquired due to illness, an accident, a conflict or other reasons that may cause a disability.

<sup>5</sup> OHCHR (2015) Convention on the Rights of Persons with Disabilities initial State Party's Report (障害者権利条約の政府報告), p.15, [https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=RWA&Lang=EN](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=RWA&Lang=EN) (参照 2021-01-04)

### 1-2-2. 障害に関する統計整備状況

ルワンダでは、これまでさまざまな障害者に関する調査を実施してきたが、統計結果はそれぞれ異なる。障害者に関するデータは、ルワンダ国家統計研究所（National Institute of Statistics of Rwanda。以下、「NISR」）が2012年に実施した第4次ルワンダ人口住宅国勢調査（the Fourth Rwanda Population and Housing Census。以下、「RPHC4」）によって収集された。RPHC4では、5才以上の全人口8,975,946人のうち446,453人（5%）が5歳以上の障害者（persons with disabilities）であるとしている<sup>6</sup>。

RPHC4では、機能障害に関する2つの質問が含まれており、最初の質問<sup>7</sup>では、「世帯員が視覚、聴覚、言語、歩くこと／昇り降りすること、学習／集中、またはその他のいずれかで困難や問題を抱えているかどうか」を尋ね、次の質問<sup>8</sup>で「はいの場合、原因は何でしたか（先天性、重病／病気、怪我／事故、戦争／地雷、ジェノサイド、不明、またはその他）」と選択肢を設けて尋ねる形式であった<sup>9</sup>。

### 1-2-3. その他統計

障害者数（全体） <sup>10</sup>	446,453 人（全人口の5%）	2012
男性	221,150 人（全体の49.5%）	（5歳以上を対象）
女性	225,303 人（全体の50.5%）	

<sup>6</sup> NISR（Government of Rwanda）（2014）2012 RPHC4 Thematic Report: Socio-economic Characteristics of Persons with Disabilities, p.xvii, <https://www.statistics.gov.rw/publication/rphc4-thematic-report-socio-economic-characteristics-persons-disabilities>（参照 2021-01-04）

<sup>7</sup> 原文は、whether he or she has any difficulty or problem seeing, hearing, speaking, walking or climbing, learning or concentrating or any other disability (type of disability)

<sup>8</sup> 原文は、Where there is a positive answer, the next question enquires about the causes of this disability. The response modalities related to the causes of each disability are congenital, disease/illness, injury/accident, war/mines, genocide against the Tutsi, not known or other.

<sup>9</sup> NISR（2014）2012 RPHC4 Thematic Report: Socio-economic Characteristics of Persons with Disabilities, p.6

<sup>10</sup> Ibid（2014）

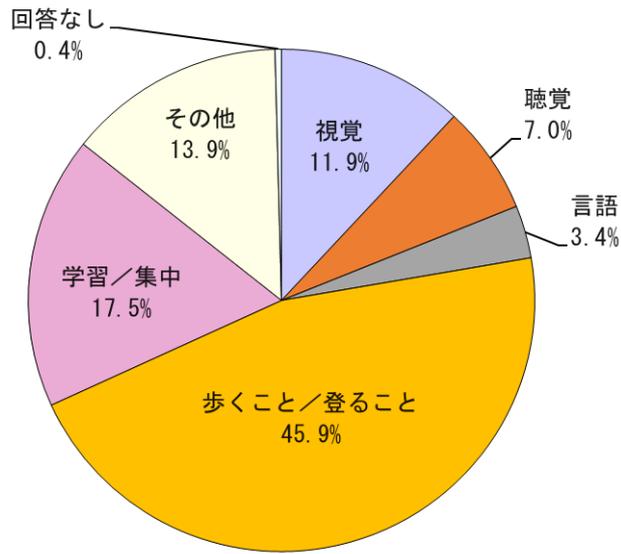


図1 機能障害別の障害者数割合（5歳以上）（2012）

出所： NISR（2014）2012 RPHC4 Thematic Report: Socio-economic Characteristics of Persons with Disabilities  
を基に調査チームが作成

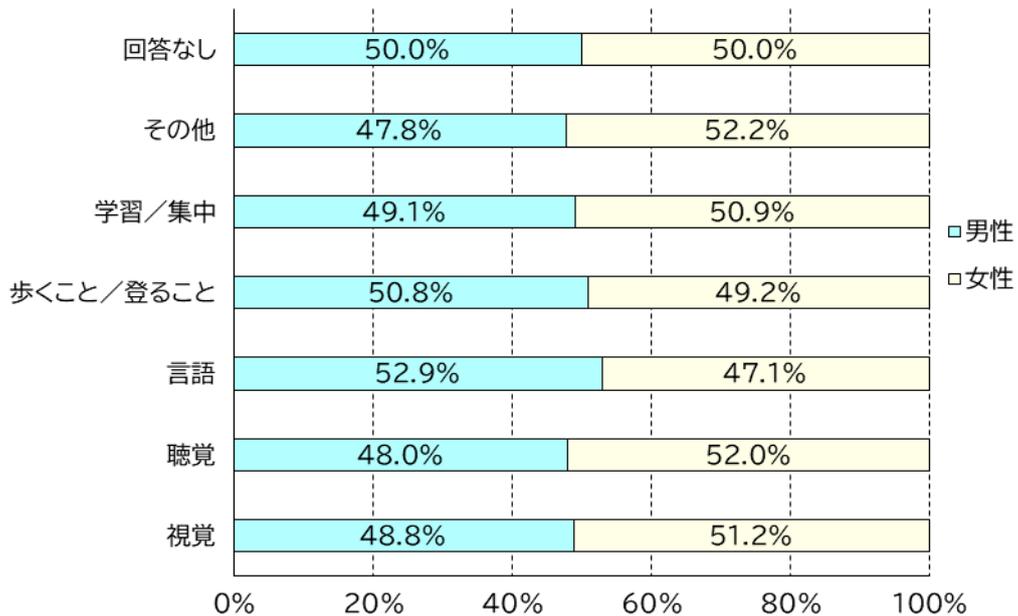


図2 障害者の性別割合（%）（5歳以上）（2012）

出所： Ibid（2014）を基に調査チームが作成

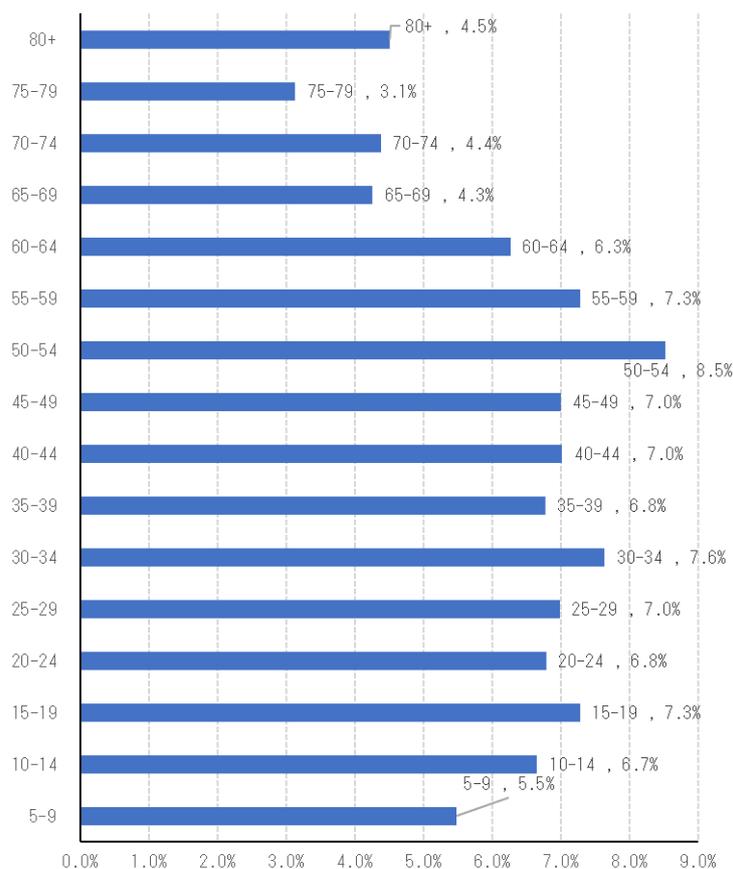


図3 障害の年齢別割合（5歳以上）（2012）

出所：Ibid（2014）を基に調査チームが作成

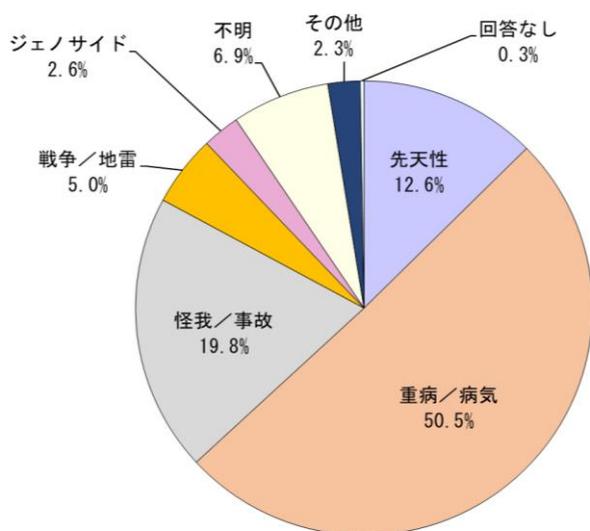


図4 障害の原因（5歳以上）（2012）

出所：Ibid（2014）を基に調査チームが作成

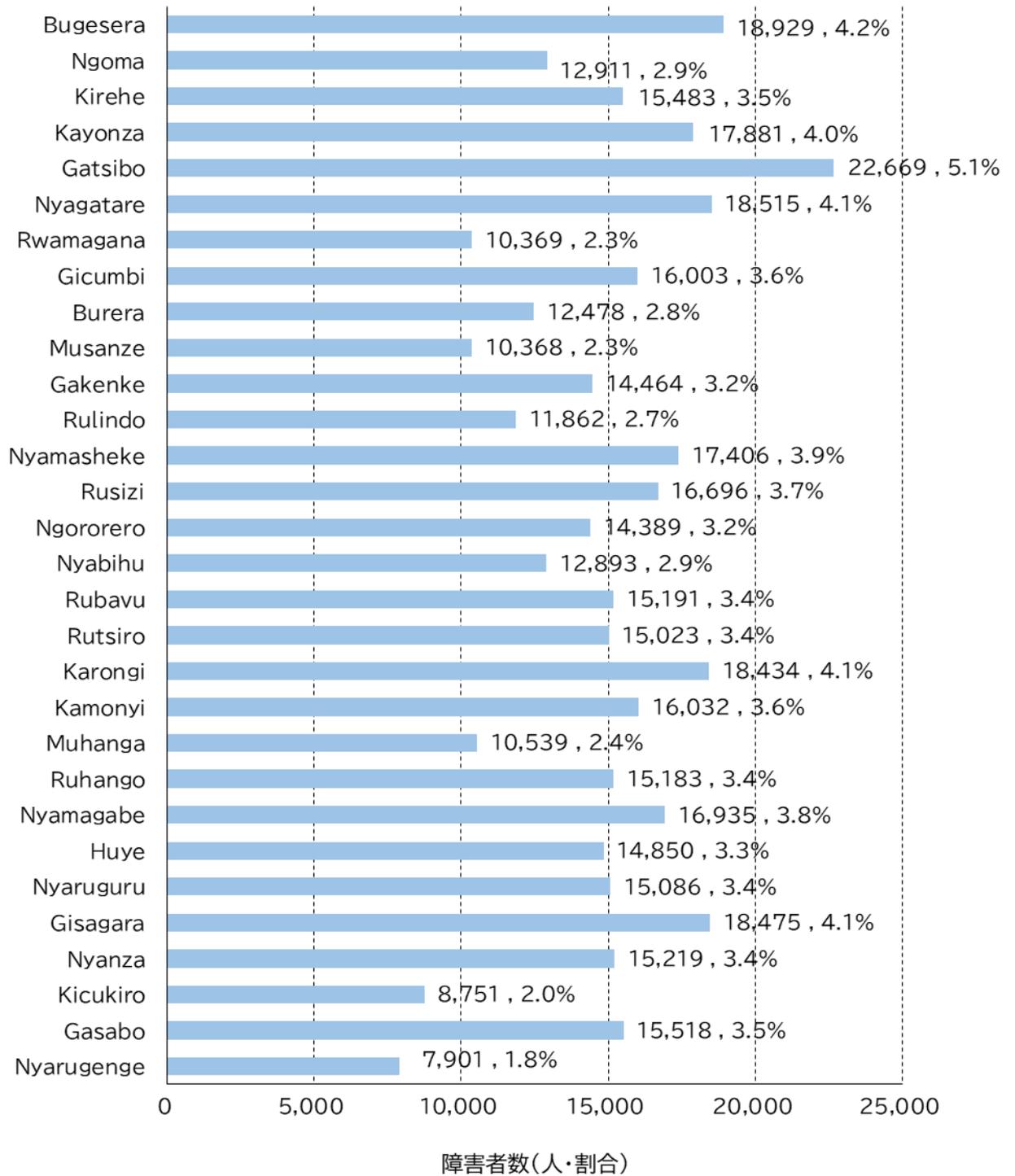


図 5 障害者の居住地域（県別、5 歳以上）（2012）<sup>11</sup>

出所：Ibid (2014) を基に調査チームが作成

<sup>11</sup> ルワンダは、5つの州（Province）に分かれ、その下に計30の県（Districts）が存在する。県の下にセクター（Sector）、最小レベルのセル（Cell）という行営区画がある。

## 2. 障害関連政策

### 2-1. 障害関連行政制度

#### 【中央政府行政】

地方政府省（Ministry of Local Government。以下、「MINALOC」）と国家障害者評議会（National Council of Persons with Disabilities。以下、「NCPD」）は、他の公的機関及び障害者団体（Disabled People’s Organization。以下、「DPO」）と協力して、障害者に関する取り組みを国レベルで調整している<sup>12</sup>。2011年に制定された国内法第3/2011では、NCPDの責任、組織及び機能を規定している。NCPDは、財政的及び行政的自治権（financial and administrative autonomy）を持つ公的機関であるが、MINALOCへ報告する義務がある。NCPDは、中央、首都キガリ、州、県、セクター、セルのそれぞれのレベルを代表する障害者委員会と中央レベルの事務局で構成されている。NCPDは、障害者のエンパワメントと、障害者の参加を促進するために、障害者問題に関する啓発を行う機関であり、障害者に関するプログラムの実施を支援している<sup>13</sup>。また、NCPDの任務の一つは、2人の障害のある候補者の議会への選出であり、そのうちの1人の議員が国会に選出され、もう1人が東アフリカ共同体の東アフリカ立法会議（East African Legislative Assembly of the East African Community）に選出される<sup>14</sup>。

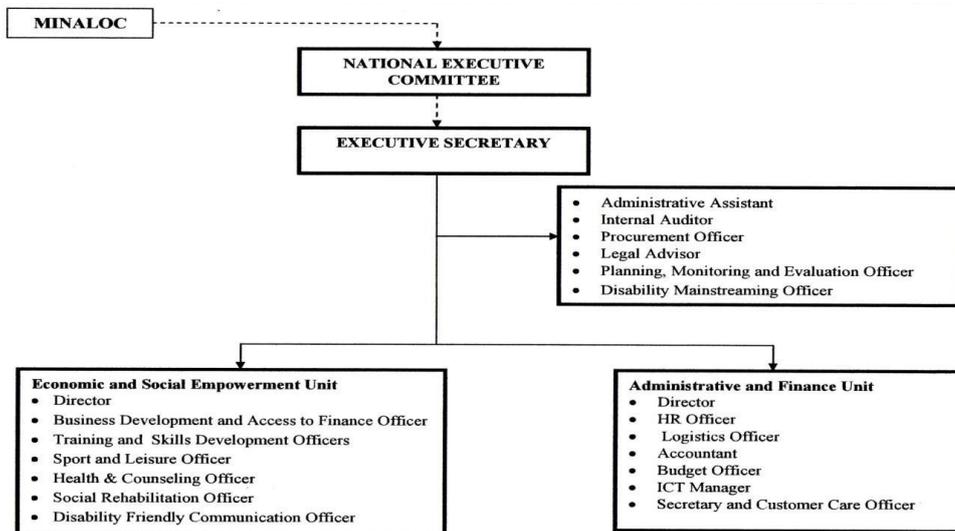


図 6 NCPD の行政組織

出所： NCPD（2013） Strategic Plan and Its Operational Plan for the Implementation<sup>15</sup>より転載

<sup>12</sup> OHCHR（2015）障害者権利条約の政府報告, p.21

<sup>13</sup> OHCHR（2015）障害者権利条約の政府報告, p.11

<sup>14</sup> OHCHR（2015）障害者権利条約の政府報告, p.44

<sup>15</sup> NCPD（2013） Strategic Plan and Its Operational Plan for the Implementation, July 2013 - June 2018, P.30, [https://www.un.org/development/desa/disabilities/wp-content/uploads/sites/15/2019/10/Rwanda\\_NCPD-Strategic-Plan-and-Its-Operational-Plan-for-the-Implementation-2013-2018.pdf](https://www.un.org/development/desa/disabilities/wp-content/uploads/sites/15/2019/10/Rwanda_NCPD-Strategic-Plan-and-Its-Operational-Plan-for-the-Implementation-2013-2018.pdf)（参照 2021-01-05）

障害関連担当機関

障害に関連する機関名と主な概要・役割を以下でまとめる。

表 1 障害関連担当機関の概要と役割

No.	機関名	主な概要・役割
1	NCPD	NCPD は障害者の代表として、以下のような役割を担っている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家開発プログラムへの障害者の参加促進</li> <li>・ 啓発とインクルージョン</li> <li>・ 障害者問題に対する社会的な意識の向上 (sensitising society)</li> <li>・ 障害者の権利を求める活動</li> <li>・ 障害者を保護する法律遵守に関するモニタリング</li> </ul>
2	国家人権委員会 (National Commission for Human Rights)	2007 年に制定された一般障害者保護法によって、NCPD とともに障害者の権利をモニタリングする役割を担っている。
3	国家児童委員会 (National Commission for Children)	2011 年に制定された国内法 22/2011 によって設立され、障害児を含む児童の教育、保護、健康と栄養、緊急時の支援等、児童の権利に関する取り組みを支援している <sup>16</sup> 。

出所：障害者権利条約の政府報告を基に調査チームが作成

【地方政府行政】

障害関連担当機関

ルワンダ政府は、2000 年より、意思決定権と予算を地方政府に移転する地方分権化を通じた参加型開発を推し進めている。2011 年に制定された国内法第 3/2011 以降、障害者は地方行政レベルでも組織化され、障害者委員会 (committees of persons with disabilities) は、地域開発プログラムへの障害者の統合 (integration) を推し進めている。各レベルの委員会メンバーの構成は下記のとおり<sup>17</sup>。

セル委員会： セル執行委員、18 歳以上の障害者全員、及び学習／知的障害のある 18 歳以上の子どもの親／代表者で構成

セクター委員会： 7 人のセクター執行委員、及びすべてのセル執行委員で構成

郡委員会： 7 人の郡執行委員、及びすべてのセクター執行委員で構成

県及びキガリ市の委員会： 7 人の県執行委員、及びすべての郡執行委員で構成

<sup>16</sup> OHCHR (2019) 児童の権利に関する条約の政府報告, p.7, [https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=RWA&Lang=EN](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=RWA&Lang=EN) (参照 2021-01-05)

<sup>17</sup> NCPD (2013) Strategic Plan and Its Operational Plan for the Implementation, July 2013 - June 2018, P.7

全国委員会： 7人の全国執行委員、県及びキガリ市の執行委員、及びすべての郡執行委員で構成

しかし、NCPD は委員会が不完全で、身体障害のある代表が多い傾向があるとし<sup>18</sup>、さらに、障害者の完全な参加のためには、委員会メンバーの能力向上が不可欠である、という認識を示している<sup>19</sup>。児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child。以下、「CRC」）の国連権利委員会に提出した政府報告書（以下、「CRC の政府報告」）によると、NCPD は、地方自治体の 3,500 の行政官に対して障害児の権利に関する研修を実施した<sup>20</sup>。

## 2-2. 障害関連法律の詳細

ルワンダの障害者の権利は、2003年に制定されたルワンダの憲法によって保護されている。憲法の第11条では、身体的または精神的な障害（physical or mental disability）による差別を禁止し、第14条では、障害者（persons with disabilities）の福祉のために特別な措置を講じることを規定している<sup>21</sup>。

また、障害者の権利は、2007年に制定された一般障害者保護法と、障害のある元戦闘員に関する第02/2007号（以下、「障害のある元戦闘員保護法」）でも保護されている。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	国内法第 59/2008 号「ジェンダーに基づく暴力の防止と処罰法」
施行年	2008
概要	第 33 条で、障害者に対する性的暴力で有罪とされた者に対する厳しい処罰を規定している <sup>22</sup> 。

法律名	国内法第 13/2009 号 <sup>23</sup> 「労働法」
施行年	2009
概要	第 12 条で、労働者の機会均等を規定しており、障害を理由とした差別を禁止している。また、第 97 条で障害者に対する職場での差別の禁止を、第 98 条で障害に適した労働条件の付与を規定している。

<sup>18</sup> NCPD (2013) Strategic Plan and Its Operational Plan for the Implementation, July 2013 - June 2018, P.8

<sup>19</sup> OHCHR (2015) 障害者権利条約の政府報告, p.13

<sup>20</sup> CRC の政府報告, p.6,

<sup>21</sup> OHCHR (2015) 障害者権利条約の政府報告, p.9

<sup>22</sup> OHCHR (2015) 障害者権利条約の政府報告, p.26

<sup>23</sup> GoR (2009) 労働法,

[http://www.africanchildforum.org/cfr/Legislation%20Per%20Country/Rwanda/rwanda\\_labour\\_2009\\_en.pdf](http://www.africanchildforum.org/cfr/Legislation%20Per%20Country/Rwanda/rwanda_labour_2009_en.pdf) (参照 2021-01-08)

法律名	国内法第 54/2011 号「児童権利保護法」
施行年	2011
概要	児童権利保護法では、障害児の権利が保護されている。第 4 条では、子どもの生きる権利を保障しており、母親の命を守るために必要な場合にのみ中絶が合法であり、異常 (abnormality) を確認する子宮内スクリーニング (in-utero screening) は認めていない <sup>24</sup> 。また、第 15 条では、障害児の医療、教育、社会福祉に対する権利を保護している <sup>25</sup> 。

法律名	省令第 04/Cab.M/015 の付随資料 II 「建築基準法」
施行年	2015
概要	インフラ省 (Ministry of Infrastructure。以下、「MININFRA」) によって作成され、障害者の建築物や交通のアクセシビリティに関する基準を規定している <sup>26</sup> 。

法律名	ルワンダ刑法 (Rwanda Penal Code)
施行年	2018
概要	2018 年 9 月 27 日に発行された同法の第 163 条では、障害 (disability) 等を理由とした差別に対する刑罰について規定している <sup>27</sup> 。

法律名	特別省令第 28/2019 「建築基準法第 2 版」
施行年	2019
概要	MININFRA によって作成され、一般の人々が使用するすべての公共建築物、政府施設、オフィスビル、住宅、商業ビル、医療施設、教育機関、レストラン、レクリエーション施設、スポーツ施設、宗教建築物、及びその他の建物は、障害者のアクセスと使用を容易にするような設計でなければならない、と規定している <sup>28</sup> 。

<sup>24</sup> OHCHR (2015) 障害者権利条約の政府報告, p.24

<sup>25</sup> OHCHR (2015) 障害者権利条約の政府報告, p.26

<sup>26</sup> MININFRA (2015) Building Code,

<https://rwandalii.africanlii.org/sites/default/files/gazette/OG%2Bno%2BSpecial%2Bof%2B27-09-2018.pdf> (参照 2021-01-16)

<sup>27</sup> MININFRA (2015) Building Code, pp.151-152

<sup>28</sup> MININFRA (2019) Building Code Version 2,

[http://197.243.22.137/rhanew/fileadmin/user\\_upload/documents/General\\_documents/Laws\\_And\\_Regulations/rwanda\\_building\\_code\\_2019.pdf](http://197.243.22.137/rhanew/fileadmin/user_upload/documents/General_documents/Laws_And_Regulations/rwanda_building_code_2019.pdf) (参照 2021-01-16)

障害者政策

ルワンダ政府は、障害者の権利を保護すべく、障害者に関するさまざまな政策やプログラムを実施している。主要な政策は以下のとおりである。

政策名	家族政策と孤児やその他の脆弱な子どもたちの保護に関する政策 (Family Policy and Policy on Protection of Orphans and Other Vulnerable Children)
施行年	2005 (2013 改訂)
概要	<p>孤児やその他の脆弱な子どもたちの保護に関する政策は、家族政策の枠組みのなかで、ジェンダー家族振興省 (Ministry of Gender and Family Promotion) によって調整され、下記のような取り組みを通じて障害児の権利を促進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リハビリサービスへのアクセス</li> <li>・ 機能障害の早期予防 (Early prevention of the disabilities)</li> <li>・ フォーマル及びノンフォーマル教育へのアクセス</li> <li>・ 障害児が家族と生活し、家族と地域社会から支援を受けることを可能にする地域社会システムの促進</li> </ul>

政策名	障害者の権利の促進に関する全国プログラム (National Programme on the Promotion of the Rights of Persons with Disabilities)
施行年	2010～2019
概要	ルワンダ政府が 2009 年に作成し、インクルーシブ教育、アクセシビリティ、障害者の完全参加、及び障害のある元戦闘員の統合 (integration) を促進するために実施した。プログラムは、障害主流化を所掌している MINALOC や NCPD によってモニタリングされている <sup>29</sup> 。

政策名	第 2 経済開発貧困削減戦略 (Second Economic Development and Poverty reduction Strategy。以下、「EDPRS2」)
施行年	2013～2018
概要	<p>大統領が国をあげて押し進める EDPRS2 では、障害者や社会的弱者が国の発展に積極的に貢献するための措置として、下記の介入について言及している<sup>30</sup>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者のインフラ及び情報へのアクセスを確保する。</li> <li>・ 障害者に関連する法律及び規制の枠組みを見直す。</li> <li>・ インクルーシブ及び特別支援教育 (special needs education) のスキルを備えた教育関係者及び教員の数を増やす。</li> <li>・ 支援機器 (assistive devices) と適切な学習リソース (learning resources) を増やす。</li> </ul>

<sup>29</sup> OHCHR (2015) 障害者権利条約の政府報告, p.20

<sup>30</sup> OHCHR (2015) 障害者権利条約の政府報告, p.13。所管する省庁については情報が入手できなかった。

政策名	政府7年プログラム：変革のための国家戦略 <sup>31</sup> （7 Years Government Programme: National Strategy for Transformation。以下、「NST1」）
施行年	2017～2024
概要	<p>金融経済計画省（Ministry of Finance and Economic Planning）が主導するNST1は、包括的で持続可能な開発を達成するために、7つの分野横断的な分野を特定した。これらは、能力開発、HIV/エイズと非感染性疾患、障害と社会的包摂（Disability and Social Inclusion）、ジェンダーと家族振興、地域統合と国際的な地位、災害管理、環境と気候変動である<sup>32</sup>。障害と社会的包摂では、具体的な取り組みとして下記の項目を挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象となる障害者に対する補償範囲の拡大と社会保障スキームの再設計</li> <li>・ 建築基準法を施行することにより、公共及び民間のインフラへの容易なアクセスの確保</li> <li>・ インクルーシブ及び特別支援教育における専門家の技能の強化と数の増加</li> <li>・ 教育における支援機器と適切な学習リソースの拡大</li> <li>・ すべての意思決定プロセスに参加するための、障害者へのサポートの継続</li> </ul> <p>また、インフラ、保健、教育、情報コミュニケーション技術（Information Communication Technology。以下、「ICT」）、雇用創出、社会保障等を障害主流化のための重要な分野としている。</p>

政策名	国家社会保障政策（National Social Protection Policy。以下、「NSPP」）
施行年	2018
概要	<p>NSPPは、ルワンダの社会保障の長期ビジョンを定め、「支援型介入（assistance-type interventions）」から包括的なライフサイクル基準の社会保障システム（life-cycle-based social protection system）の確立を目的としている。極度の貧困の撲滅や長期的な繁栄の基盤としての人的資本の開発を図り、高齢者、障害者、子ども、失業者を含む人々に最低レベルの所得保障を保証することを目指している<sup>33</sup>。</p>

<sup>31</sup> GoR（Government of Rwanda）（2017）NST1 政府7年プログラム：変革のための国家戦略、[http://www.minecofin.gov.rw/fileadmin/user\\_upload/NST1\\_7YGP\\_Final.pdf](http://www.minecofin.gov.rw/fileadmin/user_upload/NST1_7YGP_Final.pdf)（参照 2021-01-10）

<sup>32</sup> GoR（2017）NST1 ,p.20

<sup>33</sup> MINALOC（2018）Social Protection Sector Strategic Plan 2018/19 – 2023/24, [http://www.minecofin.gov.rw/fileadmin/templates/documents/NDPR/Sector\\_Strategic\\_Plans/Social\\_protection.pdf](http://www.minecofin.gov.rw/fileadmin/templates/documents/NDPR/Sector_Strategic_Plans/Social_protection.pdf)（参照 2021-01-22）

### 2-3. CRPD 批准による対応状況

ルワンダ政府は、2008年12月15日に国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）を批准した。2015年4月22日に障害者権利委員会に政府報告書（以下、「政府報告」）を提出し、受理されている。また、2019年5月3日に権利委員会より総括所見が発出された<sup>34</sup>。

権利委員会から評価された事項は以下のとおり。

- ・ 障害に基づくいかなる形態の差別も禁止する法律の制定
- ・ 2011年に制定されたNCPDの責任、組織、機能を決定する国内法第3/2011の採択
- ・ 2018年9月27日に発行されたルワンダ刑法の第163条差別の犯罪（crime of discrimination）

また、権利委員会からの主な推奨事項は以下のとおり<sup>35</sup>。2-4に述べる分野に関する推奨事項については、各項目内で関連する推奨事項を記載する。

- ・ 国内法のCRPDへの準拠を確認し、すべての義務を履行するための措置を講じ、障害に対する人権に基づくアプローチを保障すること
- ・ 障害者の権利に関連する蔑称的な用語の使用を排除すること
- ・ 障害者団体との協議や関与を含む、国の障害政策を遅滞なく実施し、効果的な措置を講じること
- ・ 障害に基づく差別の一形態としての合理的配慮の拒否を法律で規定すること

障害者権利委員会は、ルワンダ政府に対し、2023年1月14日までに第2、第3、第4の報告書のまとめを提出するよう要請した。

### 2-4. 障害関連施策の状況

#### ① リハビリテーションを含む医療サービス

2007年に制定された国内法第65/2007号は、健康保険制度を規定しており、第30条は、障害者の義肢及び補聴器（artificial limbs and hearing aids）へのアクセスを保障している。また、保険料の支払いができない障害者は、政府の補助金の受給資格がある<sup>36</sup>、としている。また、2007年の一般障害者保護法は、第16条で、障害者にケアを提供するセンターまたは協会に、心的外傷及び心理社会的カウンセリングサービスを提供することを義務付けている<sup>37</sup>。さらに、2007年の障害のある元戦闘員保護法は、第8条及び第10条で、医療費及び健康保険料を無料とする権利を規定している。

2009年の省令第20/18号では、機能障害の程度に基づいた障害分類を規定している。また、同年の省令第20/19号では、障害者の医療へのアクセスについて規定し、障害児が適切

<sup>34</sup> OHCHR website, Reporting status for Rwanda,

[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=RWA&Lang=EN](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=RWA&Lang=EN)（参照 2021-01-15）

<sup>35</sup> OHCHR website, UN Treaty Body Database,

[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fRWA%2fCO%2f1&Lang=en](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fRWA%2fCO%2f1&Lang=en)（参照 2021-01-15）

<sup>36</sup> 政府報告, p.34

<sup>37</sup> 政府報告, p.34

な保健サービスに平等にアクセスできることを保障している<sup>38</sup>。保健省（Ministry of Health。以下、「MOH」）はNCPDと協力して、154,235人が機能障害の程度に基づいて5つのカテゴリ<sup>39</sup>に分類された。

さらに、2015年に制定された国内法第48/2015号は、ルワンダの健康保険制度に関する組織・機能・管理を規定しており、特に生計を立てることができない障害児は、25歳以上であっても健康保険制度の被保険者であり続ける権利を有する<sup>40</sup>、としている。

2019年のCRCの政府報告によると、すべての郡病院は、一般的な障害者、特に障害児の健康問題に適切に対応することを目的とし、理学療法と精神保健サービスを提供している。また、同政府報告によると、NCPDと基本合意書（Memorandum of Understanding）に署名した、義肢や装具（prosthesis and orthosis）などの支援機器の製作所が約15ある。また、MOHは、障害者の支援機器へのアクセスを容易にするため、関係者との協議プロセスを経て、支援機器の関税を改訂した<sup>41</sup>。さらに、2012年にMOHは、リリマの聖マリアセンター（Center Sainte Marie de Rilima）<sup>42</sup>と貧しい人々の聖母ガタガラホーム（Home de la Vierge des Pauvres Gatagara）<sup>43</sup>を、障害児のための医療サービスと支援機器を提供する専門のセンターとして承認した。これにより、これら2つのセンターのサービスは健康保険でカバーされることとなった<sup>44</sup>。

## ② 教育

2010年から2017年の7年間の政府プログラムでは、計画に障害が含まれ、例えば、新しい建物のアクセシビリティを確保し、NCPDの能力を高め、障害児のための教員を訓練し、障害児のニーズに対応可能な学校の数を増やした<sup>45</sup>。また、2013/2014年から2017/2018年の教育セクター戦略計画（Education Sector Strategic Plan）は、障害児の教育への包摂（inclusion）を推し進め、優先事項の1つとして、学校内で特別な教育的ニーズのある（special educational needs）児童・生徒の教育への公平なアクセスを拡大することを挙げた。さらに、2016年には、幼児に対するあらゆる種類の差別を防止するための措置として、幼児発達政策

<sup>38</sup> OHCHR（2019）CRCの政府報告, p.18

<sup>39</sup> カテゴリは、身体障害（Physically Disability）、視覚障害（Visual Disability）、聴覚障害（Hearing Impairment）、精神障害（Mental Impairment）及びその他の障害（category of others）の5つ。NCPDウェブサイト参照：[http://www.ncpd.gov.rw/news-details?tx\\_news\\_pi1%5Bday%5D=6&tx\\_news\\_pi1%5Bmonth%5D=7&tx\\_news\\_pi1%5Bnews%5D=73&tx\\_news\\_pi1%5Byear%5D=2014&cHash=9c58a13788f89988df228b5e75b25147](http://www.ncpd.gov.rw/news-details?tx_news_pi1%5Bday%5D=6&tx_news_pi1%5Bmonth%5D=7&tx_news_pi1%5Bnews%5D=73&tx_news_pi1%5Byear%5D=2014&cHash=9c58a13788f89988df228b5e75b25147)（参照 2021-01-21）

<sup>40</sup> 政府報告, p.19

<sup>41</sup> CRCの政府報告, p.19

<sup>42</sup> リリマの聖マリアセンターは、1999年から整形外科及び小児外科を行っている病院である。NUDORウェブサイト参照：<https://www.nudor.org/centre-sainte-marie-de-rilimaraising-the-awareness-on-cerebral-palsy-in-the-staff-of-district-hospitals/>（参照 2021-01-21）

<sup>43</sup> 貧しい人々の聖母ガタガラホームは、1962年に設立された障害者のリハビリテーション等を行っている施設である。<http://www.gatagara.org/index.html>（参照 2021-01-21）

<sup>44</sup> OHCHR（2019）CRCの政府報告, p.19

<sup>45</sup> OHCHR（2019）CRCの政府報告, p.11

(Childhood Development Policy) を改訂し<sup>46</sup>、同年の省令第 007/2016 号は、学校での障害児に対する特別な対応を規定している。

NCPD は、障害のある児童・生徒のための特別な奨学金を提唱し、2015 年度から 2017 年度まで、合計 84 名の障害のある児童・生徒に奨学金が支給された。また、2017 年には、ルワンダ教育委員会 (Rwanda Education Board) が関係者と協力して、知的障害<sup>47</sup> (mental disability) に対応したカリキュラム (competence-based curriculum) を開発した<sup>48</sup>。

NST1 では、障害者が、学校をはじめ、すべての教育レベルに進むことができるようにするとし、これには、特別な教育的ニーズを特定するシステムや適切な特別支援教育教材の開発、教員の能力構築、良好な学習環境を作り出すためのアクセシビリティが確保されたインクルーシブなインフラ施設の確保が含まれる<sup>49</sup>。障害者権利委員会は、教育に関する推奨事項として、物理的、コミュニケーション、情報及びその他の障壁の除去を含む、質の高いインクルーシブ教育に対するすべての障害児の権利を確保するために適切な措置を講じることを挙げている。

2019 年の CRC の政府報告によると、ルワンダ大学内にインクルーシブ教育のための国家戦略を推し進める国家インクルーシブ教育委員会 (national committee on inclusive education) が設置され、このようなインクルーシブ教育推進の取り組みにより、幼稚園から中等教育まで、83,078 人の障害児を支援した<sup>50</sup>。また、同報告によると、毎年、障害児の特別支援教育のための教育予算が割り当てられており、教育省 (Ministry of Education) の特別支援教育の予算は、2016 年度と比較して、2017 年度はほぼ 2 倍に増加した<sup>51</sup>。さらに、ルワンダ大学の教育学部は、インクルーシブ教育と特別支援教育の修士課程を設立した<sup>52</sup>。

### ③ ジェンダーと障害

2003 年に制定されたルワンダの憲法によって、新しい男女平等基準を実施する政府機関を支援するために、ジェンダー監視事務所<sup>53</sup> (Gender Monitoring Office。以下、「GMO」) が設立され、女性に対する暴力の予防と対応に関する政府の取り組みを監視している<sup>54</sup>。

障害のある女性と女子は性的及びジェンダーに基づく暴力 (sexual and gender based violence) に対して脆弱であり、特に視覚障害、聴覚障害、精神／知的障害 (visual, hearing or mental/intellectual disabilities) のある女性や女子は、性と生殖や健康に関する情報へのアクセ

<sup>46</sup> OHCHR (2019) CRC の政府報告, p.11

<sup>47</sup> 文脈から知的障害と訳した。

<sup>48</sup> OHCHR (2019) CRC の政府報告, p.19

<sup>49</sup> GoR (2017) NST1 ,p.14

<sup>50</sup> OHCHR (2019) CRC の政府報告, p.19

<sup>51</sup> OHCHR (2019) CRC の政府報告, p.19

<sup>52</sup> OHCHR (2019) CRC の政府報告, p.11

<sup>53</sup> GMO Website, <https://gmo.gov.rw/index.php?id=188> (参照 2021-01-08)

<sup>54</sup> UNFPA (2018) YOUNG PERSONS WITH DISABILITIES: GLOBAL STUDY ON ENDING GENDER-BASED VIOLENCE, AND REALISING SEXUAL AND REPRODUCTIVE HEALTH AND RIGHTS, p.154, [https://www.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/51936\\_-\\_UNFPA\\_Global\\_Study\\_on\\_Disability\\_-\\_web.pdf](https://www.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/51936_-_UNFPA_Global_Study_on_Disability_-_web.pdf) (参照 2021-01-08)

スが限られており、虐待や搾取的な性的関係の対象となっている<sup>55</sup>。障害者のコミュニケーションの問題に対処するため、DPO が取り組みを実施しており、例えば、ルワンダ国家聴覚障害者連合（Rwanda National Union of the Deaf。以下、「RNUD」）は警察に手話を教え、また、HIV/エイズの撲滅を目指す障害者連盟（Umbrella of organisations of Persons with Disabilities combating HIV/AIDS。以下、「UPHLS」）と協力し、病院の医療従事者に対して聴覚障害者とのコミュニケーション手段について訓練を行った<sup>56</sup>。また、Handicap International<sup>57</sup>は、子どもの権利と性的暴力について、1,223 人の障害児（41%が女性）の意識を高めるための取り組みを実施した。さらに、2015 年、ルワンダ生物医学センター（Rwanda Biomedical Centre）と UPHLS は、ルワンダで障害と HIV/エイズに関する研修マニュアルを発行し、マニュアルは、地元の医療従事者に必要な知識やスキルを提供するため、また、ルワンダの HIV/エイズ対策における障害者の包摂を促進するために作成された<sup>58</sup>。

女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women。以下、「CEDAW」）の国連権利委員会に提出した 2015 年の政府報告（以下、「CEDAW の政府報告」）によると、NCPD の職員のうち 33.8%は女性となっている<sup>59</sup>。また、同報告によると、ルワンダ政府は、2000 年の女性、平和及び安全に関する安全保障理事会決議 1325 を実施するために国家行動計画 2009-2012 を採択し、難民の女性等への特別なサービスの提供、元戦闘員の女性の社会復帰、障害のある女性のための特別なインフラを支援している<sup>60</sup>。

なお、障害者権利委員会による総括所見では、以下の点をジェンダーと障害に関する推奨事項として挙げている。

- ・ ジェンダー平等政策とプログラムにおける障害の視点、及び障害政策とプログラムにおけるジェンダー平等の視点を主流化すること
- ・ 障害者、特に障害のある女性と子どもに対するあらゆる形態の搾取、暴力、虐待を防止及び排除するために必要なすべての措置を講じること
- ・ 緊急サービス、性と生殖に関する健康サービス、HIV/エイズの予防を含む、すべての障害者のための公衆衛生教育及びヘルスケアサービス、ならびに、施設の可用性（availability）とアクセスを確保するための戦略を実施すること

#### ④ 訓練・雇用、就労支援

2009 年に制定された労働法は、障害者に対する職場での差別を禁止し、雇用者に障害者の状況に応じた労働条件の確保を義務付けている。また、病気や事故によって障害を負った人が再配置される場合に従うべき様式（modalities）を規定している。

2009 年の省令 03/19.19 号は、第 4 条及び第 5 条で、障害者は求職または起業の促進を目的として、専門的な訓練終了後に、労働市場情報システム（Labour Market Information System。

<sup>55</sup> 政府報告, pp.47-48

<sup>56</sup> 政府報告, p.48

<sup>57</sup> 現在の団体名は Humanity and Inclusion（以下、「H&I」）。

<sup>58</sup> UNFPA (2018) p.205

<sup>59</sup> OHCHR (2015) CEDAW の政府報告, p.10,

[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=RWA&Lang=EN](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=RWA&Lang=EN)（参照 2021-01-08）

<sup>60</sup> OHCHR (2015) CEDAW の政府報告, p.22

以下、「LMIS」)への登録を規定している。このシステムはまだ十分に開発されていないが、2012年5月以降、LMISの有効活用を促すためキガリ(Kigali)市に雇用サービスセンター(Employment Services Centre)が設立され、他の州への拡大が想定されている<sup>61</sup>。

また、同省令は、従業員数の少なくとも5%の割合で障害者を雇用する雇用主は、公共サービス労働省(Ministry of Public Service and Labour。以下、「MIFOTRA」)から賞が与えられる、としており、実際に2012年と2013年には、JICAの支援を受け、適格雇用者に賞が授与された<sup>62</sup>。

総括所見は、フォーマル及びインフォーマルセクターの両方で、障害者、特に障害のある女性と若者の雇用率を高めるために必要な政策と措置を実施することを推奨している。MIFOTRAは、ラジオ等の媒体を通じて法的権利と責任について啓発を行い、公的及び民間の雇用者に障害者雇用を促進している。また、MIFOTRAは労働力開発局(Workforce Development Authority)と協力して、職業訓練を卒業した障害者の雇用をモニタリングしており、2015年までに2,525人の障害者を特定し、追跡調査(tracer study)を行った<sup>63</sup>。

RPHC4によると、障害者の労働参加率(labor force participation rate)は56%であり、障害のない人(75%)よりも低い。特に、学習/集中及び話すことに困難を抱える人は、それぞれ43%と48%の低い参加率となっている。自営業に従事する障害者の割合は77%で、障害のない人(68%)の割合よりも高い。障害者が従事している主な産業は、農業、林業、または漁業となっている<sup>64</sup>。

また、障害のある元戦闘員の社会復帰(reintegration)に関しては、ルワンダ動員解除社会復帰委員会(Rwanda Demobilization and Reintegration Commission)が、JICAと協力し、配管、石積み、タイル敷設、縫製、農業、大工、溶接、コンピューター等のさまざまな技能訓練を実施し、障害のある元戦闘員の雇用を支援した。就労の場を増やすための協同組合の設立や運営に関する指導も行い、組合活動は、多様な背景を持つ人びとがともに働くことで、相互理解・和解促進にもつながった、としている。さらに、スロープの設置やトイレの改善などにより、施設のバリアフリー化を進め、障害者が参加しやすい訓練環境を整備した。このような取り組みの結果、2,500人を超える障害者が訓練を修了し、そのほとんどが、訓練で得た知識・技能を活かした経済活動を行っている<sup>65</sup>。JICA協力にかかる最終評価結果によると、卒業生の92%が協同組合に参加し、そのうち85%が提供された機材を活用して独自の収入源を生み出している<sup>66</sup>。

<sup>61</sup> 政府報告, p.41

<sup>62</sup> 政府報告, p.41

<sup>63</sup> 政府報告, p.41

<sup>64</sup> 政府報告, p.40

<sup>65</sup> 国際協力機構(2017)「障害と開発」への取り組み p.4, [https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-att/disability\\_and\\_development.pdf](https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-att/disability_and_development.pdf) (参照 2021-01-08)

<sup>66</sup> 政府報告, p.41

## ⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

総括所見は、障害者の社会的保護、社会サービスに関する推奨事項として以下を挙げている。

- ・ すべての障害児の権利の保護を確保するために、特に国内法第 54/2011 号「児童権利保護法」の内容を検討するための措置を講じること
- ・ 障害者の自立生活や地域社会への参加に関する国家戦略を実施し、障害者の孤立 (isolation) と隔離 (segregation) を防止すること。
- ・ 適切な年金や社会手当の提供などを通じて、障害者の適切な生活水準を保障することを目的とした社会保障及び貧困削減プログラムを確立すること
- ・ 障害者が世帯主である低所得世帯や障害児がいる家庭への社会保障を含め、障害者のいる家族に適切な情報、サービス、支援を提供し、子どもが家庭で家族とともに育つ権利を保障すること

また、障害のある元戦闘員は、ベルギーの公式障害尺度<sup>67</sup>に従って、カテゴリー1 (90-100%)、カテゴリー2 (70-89%)、カテゴリー3 (50-69%)、カテゴリー4 (30~49%) の 4 つの障害カテゴリーに分類されており、障害のある元戦闘員保護法では、障害が 70%以上の障害カテゴリー (categories of persons with 70% or greater extent of disability) に分類されたカテゴリー1 と 2 の障害のある元戦闘員に対する特定の権利を保障している。これらの権利には、無料の医療、道路・学校・保健センターなどの基本的なインフラ近くにある住居家賃の免除、訴訟費用の免除、及び政府文書作成に関する支払いの免除が含まれている。障害の程度が 70%未満のカテゴリーの元戦闘員は、同じ権利を有しないが、毎月の生活手当を受ける権利を有している。障害のある元戦闘員が受けるこれらの経済的特権の論理的根拠は、国への奉仕において障害を被ったという事実 (fact that disability was suffered in the service of the nation) から生じている、としている<sup>68</sup>。

ルワンダ政府は、2018年7月に英国のロンドンで開催されたグローバル障害サミットで、2021年までに、重度の障害 (現行の分類ではカテゴリー1 と 2) に分類されたすべての人々に既存の直接支援プログラム (所得支援) を拡大することを公約した<sup>69</sup>。

## ⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

### ・バリアフリー

2007年の一般障害者保護法の第26条は、公共交通機関と通信サービスへの障害者のアクセスを規定しており、障害者のコミュニケーションを支援する身ぶり (gestures)、点字等は、会議や打ち合わせ、ニュースの朗読、その他の公開討論で使用されなければならない<sup>70</sup>、としている。ルワンダ政府は、2014年に障害者主流化のガイドラインを、2015年にすべ

<sup>67</sup> BOBI the Barème Officiel Belge des Invalidités adopted into Belgian law (20/3/1975)

<sup>68</sup> 政府報告, p.10

<sup>69</sup> MINALOC (2018) Social Protection Sector Strategic Plan 2018/19 – 2023/24, p.15,

<sup>70</sup> GoR (2007) 一般障害者保護法, [https://www.un.org/development/desa/disabilities/wp-content/uploads/sites/15/2019/11/Rwanda\\_Law-Relating-to-Protection-of-Disabled-Persons-in-General.pdf](https://www.un.org/development/desa/disabilities/wp-content/uploads/sites/15/2019/11/Rwanda_Law-Relating-to-Protection-of-Disabled-Persons-in-General.pdf) (参照 2021-01-08)

での公共建築物に関するガイドラインと建築基準法を策定した<sup>71</sup>。さらに、2019年には、2015年の建築基準法を改定し、建築基準法第2版を策定した。

NCPDは、ルワンダ住宅局（Rwanda Housing Authority）と協力して、官公庁、学校、市場、病院等、公共サービスを提供する公共及び民間の建物に対する全国的なアクセス監査を実施した。2013年から2017年にかけて、合計5つの都市と150の公的機関の事務所、郡、セクターの建物が監査され、対象となった機関には、障害者へのサービス改善方法についての提案が共有された<sup>72</sup>。

NST1では、全国的なデジタルリテラシー（デジタル情報の活用能力）事業の実施を通じて、2024年までに少なくとも60%の若者（16～30歳）のデジタルリテラシーを達成することを目指している。これには、地方主導の取り組みを通じて、電子機器の確保など障害者を含む市民がオンラインサービスにアクセスできるような取り組みを含む<sup>73</sup>。

障害者権利委員会は、総括所見において以下の推奨事項を挙げている。

- ・ 2015年の建築基準法とそのアクセシビリティ基準の遵守を強化し、モニタリングを担当する行政官を訓練し、アクセシビリティに関連する違反に対する制裁措置を導入することにより、モニタリングを強化すること
- ・ 障害者がアクセス可能な形式で情報を提供することを公共と民間メディアの両方に要求すること

・ 防災

2007年の障害者保護法は、第9条で、紛争、事故、その他の災害時における障害者の特定の支援と救助を規定している。また、2009年の省令第04/09号は、障害種別に応じて政府の責任を確立し、特に緊急援助を提供する組織の意識向上、紛争や災害地域からの障害者の避難支援、及び障害者の特別なニーズに配慮するよう勧告している<sup>74</sup>。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績（国際機関、二国間援助機関、国際NGO等）

過去の実績

日本政府 <sup>75</sup>	<p><b>【技術協力プロジェクト：障害に特化した取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト（2005～2008）</li> <li>・ 障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト（2011～2014）</li> </ul> <p><b>【専門家派遣】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害分野アドボカシー及び調整促進アドバイザー（2015～2017）</li> </ul> <p><b>【草の根技術協力事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ キガリ市に居住する障害者へのパソコン講習を通じた収入創出事業（2014～2017）</li> </ul>
--------------------	---

<sup>71</sup> CRCの政府報告, p.18。建築物がインクルーシブであり、障害者の特別なニーズに対応することを求めている。

<sup>72</sup> CRCの政府報告, p.19

<sup>73</sup> GoR（2017）NST1, p.4

<sup>74</sup> 政府報告, p.24

<sup>75</sup> 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレットを基に記載。

<p>他ドナー</p>	<p>【世界銀行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ルワンダ動員解除社会復帰プロジェクト<sup>76</sup> (2002～2008)</li> <li>・ルワンダ第二次動員解除社会復帰プロジェクト<sup>77</sup> (2009～2017)</li> <li>・条件付現金給付 (Conditional Cash Transfer) を含む社会保障プログラム<sup>78</sup> (2008～2020)</li> </ul> <p>【国連児童基金 (United Nations Children’s Fund。以下、「UNICEF」)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児の教育を受ける権利に関する研究<sup>79</sup> (2014～2015)</li> </ul> <p>【国連開発計画 (United Nations Development Program。以下、「UNDP」)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ルワンダ法改革委員会 (Rwanda Law Reform Commission) や、障害者主流化戦略を策定する法務省 (Ministry of Justice) を支援。(2019)</li> <li>・聴覚障害者の情報へのアクセスを促進するために、12 のテレビ局に対してルワンダ手話に関する研修を支援。(2019)</li> <li>・障害者の資金へのアクセスを促進するためルワンダ国立銀行と協力<sup>80</sup>。(2020～)</li> </ul> <p>【ドイツ国際協力公社 (Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit。以下、「GIZ」)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害主流化に関するタスクチームなどの支援体制を確立し、障害者のインクルージョンを通じて、国内の経済と雇用の促進を支援<sup>81</sup>。(2016～2019)</li> </ul>
-------------	--

## 2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (GBR/CBID) の状況

ルワンダでの包括的な地域に根ざしたリハビリテーション (Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」) プログラムの実践や、CBR 経験や教訓を文書化した実証研究は多くはないが、非政府組織 (Non-Governmental Organization。以下、「NGO」) や DPO のいくつかの小さなプロジェクトは CBR の要素を取り入れており、障害者の特定と動員、障害児の親グループの設立、保健サービスやジェンダーに基づく暴力に関する情報へのアクセスや啓発等の取り組みを行っている<sup>82</sup>。

例えば、H&I は、障害者の包摂を促進するために、政府のリハビリテーション政策の実施を支援し、障害の問題について医療専門家とコミュニティヘルスワーカーへの研修を実

<sup>76</sup> World Bank, Rwanda Demobilization and Reintegration Project, <https://projects.worldbank.org/en/projects-operations/project-detail/P075129?lang=en> (参照 2021-01-14)

<sup>77</sup> World Bank, Second Emergency Demobilization and Reintegration Project, <http://documents1.worldbank.org/curated/en/842721529346104263/pdf/P112712-Implementation-Completion-and-Results-Report-ICR-Documents-06132018.pdf> (参照 2021-01-14)

<sup>78</sup> World Bank, RESULTS BRIEFS OCTOBER 29, 2019, <https://www.worldbank.org/en/results/2019/10/29/reducing-vulnerability-and-strengthening-inclusion-in-rwanda-through-rural-development-and-enhancing-social-protection> (参照 2021-01-14)

<sup>79</sup> UNICEF (2016) A study on children with disabilities and their right to education, <https://www.unicef.org/esaro/Rwanda-children-with-disabilities-UNICEF-EDT-2016.pdf> (参照 2021-01-14)

<sup>80</sup> UNDP website, COUNTRY SUPPORT PLATFORM HELPS EMPOWER PERSONS WITH DISABILITIES, <https://sdgintegration.undp.org/countries/rwanda> (参照 2021-01-14)

<sup>81</sup> GIZ (2019) Disability-inclusive Employment Promotion: Lessons learned from five GIZ projects, pp.16-17, [https://www.giz.de/en/downloads/05\\_Disability-inclusive%20Employment%20Promotion.pdf](https://www.giz.de/en/downloads/05_Disability-inclusive%20Employment%20Promotion.pdf) (参照 2021-02-09)

<sup>82</sup> 政府報告, p.36

施している。また、必要な研修を提供できるように、薬学保健科学大学（College of Medicine and Health Sciences）に財政的及び技術的な支援を行っている<sup>83</sup>。

また、2014 年以来、NCPD は、UNICEF、聴覚障害者メディア協会（Media for the Deaf Association）、ルワンダ放送局（Rwanda Broadcasting Agency）等と協力して、子どもの育成スペース（Itetero）プログラムを実施し、ラジオやテレビ等のメディアを通じて障害児の権利や障害者福祉（welfare）を促進するために、地域に根ざした意識向上キャンペーン（community-based sensitization campaigns）を実施している。また、地方自治体の職員への訓練が実施され、コミュニティヘルスワーカーを含む計 600 人が、包摂的なサービスを提供する方法について訓練を受けた。さらに、ルワンダ政府は、障害児を含むすべての子どもが家族単位の支援を受けることを目的として、家族で育てるプログラム（Tubarerere Mu Muryango）を開始した<sup>84</sup>。

2018 年 7 月には、ルワンダ全国障害者団体連合（National Union of Disability Organizations in Rwanda。以下、「NUDOR」）は、リリアン財団（Liliane foundation）からの財政支援を受けて、障害者の権利に関する認識の促進や、アクセシブルなサービスを提供することを目的として、パートナーの障害者団体に対して 5 日間の CBR 研修を実施した<sup>85</sup>。また、2020 年 7 月には、NCPD や NUDOR が CBR に関するセミナーを開催し、障害者のための地域に根ざした保健サービスや生計向上を目指した CBR に関する 10 の提案を発表した<sup>86</sup>。

## 2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

2021 年 1 月 8 日時点で、ルワンダ政府は、世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization。以下、「WIPO」）が障害者のアクセス権と著作権の調和を進めているマラケシュ条約に署名も批准もしていない<sup>87</sup>。

ルワンダで著作権を制限する国内法は、2009 年に制定された知的財産の保護に関する国内法第 31/2009 号<sup>88</sup>である。同法は、主に、特許（発明）、工業デザイン、商標、地理的表示、商品名、集積回路のレイアウトデザイン、競争、著作権及び関連する権利（隣接権）、知的財産及び関連法の施行、伝統的な文化的表現、伝統的な知識（Traditional Knowledge）、工業用不動産について規定している。

<sup>83</sup> HI Rwanda website, <https://www.hi-us.org/rwanda>（参照 2021-01-22）

<sup>84</sup> OHCHR（2019）CRC の政府報告, p.19

<sup>85</sup> NUDOR website, CBR Facilitators have been trained by NUDOR, <https://www.nudor.org/cbr-facilitators-waere-trained-by-nudor/>（参照 2021-01-14）

<sup>86</sup> NUDOR website, Community Based Rehabilitation (CBR) Programme stakeholders in Rwanda committed to doing more to contribute to its implementation, <https://www.nudor.org/community-based-rehabilitation-cbr-programme-stakeholders-in-rwanda-committed-to-doing-more-to-contribute-to-its-implementation/>（参照 2021-01-14）

<sup>87</sup> WIPO, Marrakesh VIP Treaty, [https://wipolex.wipo.int/en/treaties/ShowResults?start\\_year=ANY&end\\_year=ANY&search\\_what=C&code=ALL&treaty\\_id=843](https://wipolex.wipo.int/en/treaties/ShowResults?start_year=ANY&end_year=ANY&search_what=C&code=ALL&treaty_id=843)（参照 2021-01-14）

<sup>88</sup> WIPO, Law No. 31/2009 of 26/10/2009 on the Protection of Intellectual Property, <https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/5249>（参照 2021-01-14）

公認機関（Authorized Entity）は、著作権局（Copyright Office）及び工業所有権事務所（Industrial Property Office）として、ルワンダ開発委員会（Rwanda Development Board）であり、技術革新サポートセンター（Technology and Innovation Support Center）は、貿易産業省（Ministry of Trade and Industry）が担っている<sup>89</sup>。

マラケシュ条約国内発効前の国における視覚障害者のための図書館では、著作物の交換に著作権者の許諾が必要である<sup>90</sup>。著作物の共有はアクセシブル書籍連合体（Accessible Books Consortium。以下、「ABC」）を通して行われており、2017年6月1日、ABCは、さまざまな国の視覚障害者のための図書館が、アクセス可能な形式で書籍を交換できるようにするグローバルブックサービス（Global Book Service）の開始を発表した。2020年12月の時点では、ルワンダからはどの団体も本サービスに参加していない。

## 2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

ルワンダでは、2020年3月14日に国内で初の新型コロナウイルス感染者が確認された。そのため、キガリ国際空港及び国境のエントリーポイントでは、水際対策として全ての渡航者に対して体温検査を実施し、検査の結果発熱等の症状が確認される渡航者に対して、キガリ市内等の病院で検査を行い、陽性の場合には病院に隔離する措置をとった。また、高等教育機関を含む学校（公立・私立問わず）は3月16日から休校とし、被雇用者は雇用者と相談したうえで自宅からの勤務が許可されること、結婚式、スポーツイベント等の規模の大きな集会は延期すること、葬式は参加人数を限定すること等の措置をとった<sup>91</sup>。

また、2020年3月21日、首相府は、新型コロナウイルスを抑制するために新措置を導入する必要があるとして、21日23時59分から2週間、移動制限等の措置を施行した。さらに、2020年4月30日、カガメ大統領は臨時閣議を開催し、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月21日以降課されていた移動制限を含む措置を一部緩和しつつも5月19日まで延長する決定をした<sup>92</sup>。2021年1月22日時点で、感染者数は12,170人、死亡者数は162人となっている<sup>93</sup>。

本調査では、オンラインでアンケート・インタビュー調査を実施し、いくつかのDPOより回答を得た<sup>94</sup>。これらの情報を含め、以下のとおりコロナ禍が障害者にもたらした影響を取りまとめた。

<sup>89</sup> WIPO, Contact Information, [https://www.wipo.int/directory/en/contact.jsp?country\\_id=148&type=ADMIN](https://www.wipo.int/directory/en/contact.jsp?country_id=148&type=ADMIN)（参照 2021-01-14）

<sup>90</sup> ABC, ABC Global Book Service, <https://www.accessiblebooksconsortium.org/globalbooks/en/>（参照 2020-12-21）

<sup>91</sup> 在ルワンダ日本国大使館ウェブサイト、新型コロナウイルス関連情報, [https://www.rw.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00065.html](https://www.rw.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00065.html)（参照 2021-01-22）

<sup>92</sup> 在ルワンダ日本国大使館ウェブサイト、新型コロナウイルス関連情報

<sup>93</sup> Google news, COVID-19, Rwanda, <https://news.google.com/covid19/map?hl=ja&mid=%2Fm%2F06dfg&gl=JP&ceid=JP%3Aja>（参照 2021-01-22）

<sup>94</sup> Rwanda ex-combatants and other people with disabilities organization (RECOPDO)及び National Union of Disabilities Organizations of Rwanda (NUDOR)

### ① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

新型コロナウイルス対策における障害者への合理的配慮については、オンライン文献調査では確認できなかった。また、アンケート調査からは「配慮はなかった」という回答があった<sup>95</sup>。

### ② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

コロナ禍において、障害者は、保健情報にアクセスできないことや、身体的な機能障害やコミュニケーションの障壁のために、性と生殖の健康に関するサービスを含む医療へのアクセスにおいてさらに大きな不平等に直面している<sup>96</sup>。また、アンケート調査からは以下のような回答を得た。

- ・ 障害者のための医療サービスが適切に提供されておらず、封鎖中は医療サービスにアクセスできなくなったため、ほとんどの障害者が病気に苦しんだ。
- ・ 重度障害者の大多数は医療サービスへのアクセスが限られている。また、医療機関は障害者に配慮したサービスについて認識していない。

### ③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響については、オンライン文献調査では確認できなかったが、アンケート調査からは以下のような回答を得た。

- ・ コロナ禍での障害者の教育は困難であった。新型コロナウイルスに対する解決策を見つけるのが困難であった。
- ・ 障害者にとって非常に困難な状況であり、新型コロナウイルスの影響により、障害のある学生の中途退学者の割合は高いレベルにまで増加している。
- ・ コロナ禍で、障害者の学習には遅れが生じた。両親や家族の仕事が減ったり失業したりしたこともあり、特に重度の障害者の場合、世帯の貧困を悪化させた。学校閉鎖のために遠くまで働きに行けず、障害のある子どもたちの世話をしなければならなかった人もいた。
- ・ 障害のある児童・生徒は、新型コロナウイルスのために、学習が遅れた。また、経済的絶望を抱えて学校に戻ってきた生徒もいた。

### ④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

政府による移動制限の措置が施行され、警察等による違反者の取り締まりが行われたことで、不必要な移動や外出は不許可とされた<sup>97</sup>。また、アンケート調査からは以下のような回答を得た。

- ・ コロナ禍で障害のある人にとって交通費はより高価であるため、移動は困難である。

<sup>95</sup> 新型コロナウイルス関連の情報を放送したテレビで政府が手話通訳を雇用した、という回答があったが、下記⑤の情報保障の欄に記載する。

<sup>96</sup> UNFPA Rwanda website, COVID-19 impact on Persons with Disabilities, <https://rwanda.unfpa.org/en/news/covid-19-impact-persons-disabilities> (参照 2021-01-22)

<sup>97</sup> 在ルワンダ日本国大使館ウェブサイト、新型コロナウイルス関連情報

- ・ ルワンダでの障害者の移動は大きな課題である。重度の障害のある車いす利用者の移動には2倍の費用がかかる（自分自身と介助者、及び車いす分の費用を支払う必要があるため）。新型コロナウイルスによる封鎖では、公共交通の数に制限がかかり、通常料金の3倍になったため、障害者の大多数が他の人よりも多くの被害を受けた。
- ・ 当初、新型コロナウイルス予防措置のために身体障害者（those who have physical disabilities）は移動できなかった。2020年12月時点では移動できている。しかし、問題は、ほとんどの公共交通機関が障害者に配慮しているわけではない。

#### ⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

障害者の就労に対するコロナ禍の影響については、オンライン文献調査では確認できなかったが、アンケート調査からは以下のような回答を得た。

- ・ 障害者の雇用契約のほとんどが終了し、新型コロナウイルスのためにほとんどのビジネスが閉鎖された。
- ・ 従業員を減らす必要があったため、障害者はもはや働いていない。雇用主は、無知などの理由で障害者を差別し、障害者の雇用へのアクセスを制限している。
- ・ 一部の障害者は、雇用主の資金不足や事業の赤字のために職を失った。

#### ⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

NCPDは、新型コロナウイルスの蔓延に対する措置として情報保障の必要性に触れ、障害者に情報を広めるために国内のすべての放送チャンネルに手話通訳を使用することを提言した<sup>98</sup>。

また、アンケート調査からは以下のような回答を得た。

- ・ 障害者は、新型コロナウイルスから身を守る方法に敏感であるが、聴覚障害者のように、関連情報が不足しているために危険にさらされている人もいる。
- ・ ルワンダテレビで行われた啓発では、ルワンダ政府は、新型コロナウイルスの予防措置に関するメッセージを聴覚障害者に配信するために手話通訳者を雇った。
- ・ 手話の普及が遅れているためテレビからの情報にアクセスできない聴覚障害者いる。
- ・ ラジオやテレビを聞いたり見たりできる障害者は、新型コロナウイルスに関連する情報にアクセスできている。しかし、聴覚障害のある人にとっては、手話通訳者なしで適切な情報にアクセスすることは不可能である。視覚障害のある人は、書面による情報にアクセスできていない。
- ・ 教育機会が限られており、大多数が農村地域に住んでいるため、障害者が情報にアクセスすることは容易ではない。

<sup>98</sup> UNFPA Rwanda website, COVID-19 impact on Persons with Disabilities

### 3. 障害関連団体の活動概況

#### 3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
NUDOR	<ul style="list-style-type: none"> <li>• NUDOR は、計画やプログラムに関連するすべての意思決定に障害者を代表する組織を参加させることを目的に 2010 年に設立された。</li> <li>• NUDOR は、ルワンダ盲人連合（Rwanda Union of the Blind。以下、「RUB」）、RNUD などの全国組織を結集する市民社会のプラットフォームとして機能している<sup>99</sup>。</li> </ul>
RUB <sup>100</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• RUB は、1995 年に、ルワンダの視覚障害者の権利を追求するために設立された。</li> <li>• RUB は、国のほぼすべての地区（30 地区のうち 27 地区）に 57 の支部を設立しており、活動の範囲を拡大している。</li> <li>• RUB は、視覚障害者の包摂を促進し、ルワンダの法的及び制度的枠組みを改善するために、啓発や能力開発等の活動を実施している。</li> </ul>
RNUD <sup>101</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• RNUD は、1989 年に聴覚障害者によって設立され、主な役割は、聴覚障害者の権利を守り、手話でのコミュニケーションを通じて聴覚障害者にサービスを提供し、聴覚障害者の専門家として行動すること、としている。</li> <li>• 具体的には、親、医師／看護師、警察、裁判官などへの手話研修、聴覚障害者に対する教育、聴覚障害者とそのコミュニティの貧困撲滅、聴覚障害の若者と女性のためのリーダーシップ、特別支援教育及びインクルーシブ教育における教員養成等を行っている。</li> </ul>

<sup>99</sup> NISR (2014) 2012 RPHC4 Thematic Report: Socio-economic Characteristics of Persons with Disabilities, p.4

<sup>100</sup> RUB website, <https://rub-ura.org> (参照 2021-01-22)

<sup>101</sup> NUDOR website on RNUD, <https://www.nudor.org/members/rnud/> (参照 2021-01-22)

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
海外ボランティアサービス (Voluntary Service Overseas。以下、「VSO」)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• VSO は、基礎教育を改善するために教師と学校の指導者に研修を実施し、すべての子どもが小学校を卒業できるよう支援しており、特に、学習障害など障害のある子どもや、遠隔地に住む子どもなど、取り残されている子どもに焦点を当てている<sup>102</sup>。</li> </ul>
Humanity & Inclusion <sup>103</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 脆弱な人々、特に障害のある人々の権利を推進するために、公的機関と市民社会のイニシアチブを支援することを目的としている。</li> <li>• 具体的には、てんかんの予防とケア、包括的な生計支援、質の高いアクセス可能なリハビリテーションの提供、障害者団体への支援、すべての子どもが教育を受けられるようにするための取り組み等を実施している。</li> </ul>
CBM <sup>104</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1992 年以来、ルワンダの DPO と協力して、失明防止、健康改善等、障害のある人々が学校に通い、生計を立て、医療やリハビリテーションにアクセスでき、コミュニティでの尊敬を獲得するための取り組みを支援している。</li> <li>• 2016 年、パラリンピックに出場した最初のアフリカのチームとなったルワンダの女性シッティングバレーボールチームを後援した。</li> </ul>

<sup>102</sup> VSO Rwanda website, <https://www.vsointernational.org/our-work/where-we-work/rwanda> (参照 2021-01-22)

<sup>103</sup> H&I Rwanda website, <https://www.hi-us.org/rwanda> (参照 2021-01-22)

<sup>104</sup> CBM Rwanda website, <https://www.cbmun.org.uk/where-we-work/rwanda/> (参照 2021-01-22)

#### 4. 参考資料

- GIZ (2019) *Disability-inclusive Employment Promotion: Lessons learned from five GIZ projects*,  
[https://www.giz.de/en/downloads/05\\_Disability-inclusive%20Employment%20Promotion.pdf](https://www.giz.de/en/downloads/05_Disability-inclusive%20Employment%20Promotion.pdf)  
(参照 2021-02-09)
- Government of Rwanda (2015) *Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women* (CEDAW の政府報告), Seventh to ninth periodic reports by Rwanda,  
[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=RWA&Lang=EN](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=RWA&Lang=EN) (参照 2021-01-08)
- Government of Rwanda (2015) *Convention on the Rights of Persons with Disabilities initial State Party's Report* (CRPD の政府報告)  
[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=RWA&Lang=EN](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=RWA&Lang=EN) (参照 2021-01-04)
- Government of Rwanda (2019) *Convention on the Rights of the Child* (CRC の政府報告), fifth and sixth periodic report by Rwanda  
[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=RWA&Lang=EN](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=RWA&Lang=EN) (参照 2021-01-05)
- MINALOC (2018) *Social Protection Sector Strategic Plan 2018/19 – 2023/24*,  
[http://www.minecofin.gov.rw/fileadmin/templates/documents/NDPR/Sector\\_Strategic\\_Plans/Social\\_protection.pdf](http://www.minecofin.gov.rw/fileadmin/templates/documents/NDPR/Sector_Strategic_Plans/Social_protection.pdf) (参照 2021-01-22)
- NCPD (2013) *Strategic Plan and Its Operational Plan for the Implementation*, July 2013 - June 2018, [https://www.un.org/development/desa/disabilities/wp-content/uploads/sites/15/2019/10/Rwanda\\_NCPD-Strategic-Plan-and-Its-Operational-Plan-for-the-Implementation-2013-2018.pdf](https://www.un.org/development/desa/disabilities/wp-content/uploads/sites/15/2019/10/Rwanda_NCPD-Strategic-Plan-and-Its-Operational-Plan-for-the-Implementation-2013-2018.pdf) (参照 2021-01-05)
- NISR (2014) *2012 RPHC4 Thematic Report: Socio-economic Characteristics of Persons with Disabilities*, <https://www.statistics.gov.rw/publication/rphc4-thematic-report-socio-economic-characteristics-persons-disabilities> (参照 2021-01-04)
- United Nations (2019) *Concluding observations on the initial report of Rwanda*,  
[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=RWA&Lang=EN](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=RWA&Lang=EN) (参照 2021-01-04)
- UNFPA (2018) *YOUNG PERSONS WITH DISABILITIES: GLOBAL STUDY ON ENDING GENDER-BASED VIOLENCE, AND REALISING SEXUAL AND REPRODUCTIVE HEALTH AND RIGHTS*, p.154, [https://www.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/51936\\_-\\_UNFPA\\_Global\\_Study\\_on\\_Disability\\_-\\_web.pdf](https://www.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/51936_-_UNFPA_Global_Study_on_Disability_-_web.pdf) (参照 2021-01-08)
- UNICEF (2016) *A study on children with disabilities and their right to education*,  
<https://www.unicef.org/esaro/Rwanda-children-with-disabilities-UNICEF-EDT-2016.pdf> (参照 2021-01-14)

## &lt;ウェブ情報&gt;

- ABC, ABC Global Book Service, <https://www.accessiblebooksconsortium.org/globalbooks/en/> (参照 2020-12-21)
- CBM Rwanda website, <https://www.cbmuk.org.uk/where-we-work/rwanda/> (参照 2021-01-22)
- GMO Website, <https://gmo.gov.rw/index.php?id=188> (参照 2021-01-08)
- Google news, COVID-19, Rwanda,  
<https://news.google.com/covid19/map?hl=ja&mid=%2Fm%2F06dfg&gl=JP&ceid=JP%3Aja>  
(参照 2021-01-22)
- GoR (Government of Rwanda) (2007) 一般障害者保護法,  
[https://www.un.org/development/desa/disabilities/wp-content/uploads/sites/15/2019/11/Rwanda\\_Law-Relating-to-Protection-of-Disabled-Persons-in-General.pdf](https://www.un.org/development/desa/disabilities/wp-content/uploads/sites/15/2019/11/Rwanda_Law-Relating-to-Protection-of-Disabled-Persons-in-General.pdf) (参照 2021-01-08)
- GoR (2009) 労働法,  
[http://www.africanchildforum.org/clar/Legislation%20Per%20Country/Rwanda/rwanda\\_labour\\_2009\\_en.pdf](http://www.africanchildforum.org/clar/Legislation%20Per%20Country/Rwanda/rwanda_labour_2009_en.pdf) (参照 2021-01-08)
- GoR (2017) NST1 政府 7 年プログラム : 変革のための国家戦略,  
[http://www.minecofin.gov.rw/fileadmin/user\\_upload/NST1\\_7YGP\\_Final.pdf](http://www.minecofin.gov.rw/fileadmin/user_upload/NST1_7YGP_Final.pdf) (参照 2021-01-10)
- HI Rwanda website, <https://www.hi-us.org/rwanda> (参照 2021-01-22)
- MININFRA (2015) Building Code,  
<https://rwandalii.africanlii.org/sites/default/files/gazette/OG%2Bno%2BSpecial%2Bof%2B27-09-2018.pdf> (参照 2021-01-16)
- MININFRA (2019) Building Code Version 2,  
[http://197.243.22.137/rhanew/fileadmin/user\\_upload/documents/General\\_documents/Laws\\_And\\_Regulations/rwanda\\_building\\_code\\_2019.pdf](http://197.243.22.137/rhanew/fileadmin/user_upload/documents/General_documents/Laws_And_Regulations/rwanda_building_code_2019.pdf) (参照 2021-01-16)
- NUDOR website, CBR Facilitators have been trained by NUDOR, <https://www.nudor.org/cbr-facilitators-waere-trained-by-nudor/> (参照 2021-01-14)
- NUDOR website, Community Based Rehabilitation (CBR) Programme stakeholders in Rwanda committed to doing more to contribute to its implementation, <https://www.nudor.org/community-based-rehabilitation-cbr-programme-stakeholders-in-rwanda-committed-to-doing-more-to-contribute-to-its-implementation/> (参照 2021-01-14)
- NUDOR website on RNUD, <https://www.nudor.org/members/rnud/> (参照 2021-01-22)
- OHCHR website, Reporting status for Rwanda,  
[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=RWA&Lang=EN](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=RWA&Lang=EN) (参照 2021-01-15)

OHCHR website, UN Treaty Body Database,

[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fRWA%2fCO%2f1&Lang=en](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fRWA%2fCO%2f1&Lang=en) (参照 2021-01-15)

RUB website, <https://rub-ura.org> (参照 2021-01-22)

UNDP website, COUNTRY SUPPORT PLATFORM HELPS EMPOWER PERSONS WITH DISABILITIES, <https://sdgintegration.undp.org/countries/rwanda> (参照 2021-01-14)

UNFPA Rwanda website, COVID-19 impact on Persons with Disabilities,

<https://rwanda.unfpa.org/en/news/covid-19-impact-persons-disabilities> (参照 2021-01-22)

VSO Rwanda website, <https://www.vsointernational.org/our-work/where-we-work/rwanda> (参照 2021-01-22)

World Bank, Rwanda Demobilization and Reintegration Project,

<https://projects.worldbank.org/en/projects-operations/project-detail/P075129?lang=en> (参照 2021-01-14)

WIPO, Contact Information,

[https://www.wipo.int/directory/en/contact.jsp?country\\_id=148&type=ADMIN](https://www.wipo.int/directory/en/contact.jsp?country_id=148&type=ADMIN) (参照 2021-01-14)

WIPO, Law No. 31/2009 of 26/10/2009 on the Protection of Intellectual Property,

<https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/5249> (参照 2021-01-14)

WIPO, Marrakesh VIP Treaty,

[https://wipolex.wipo.int/en/treaties/ShowResults?start\\_year=ANY&end\\_year=ANY&search\\_what=C&code=ALL&treaty\\_id=843](https://wipolex.wipo.int/en/treaties/ShowResults?start_year=ANY&end_year=ANY&search_what=C&code=ALL&treaty_id=843) (参照 2021-01-14)

World Bank, Second Emergency Demobilization and Reintegration Project,

<http://documents1.worldbank.org/curated/en/842721529346104263/pdf/P112712-Implementation-Completion-and-Results-Report-ICR-Document-06132018.pdf> (参照 2021-01-14)

World Bank, RESULTS BRIEFS OCTOBER 29, 2019,

<https://www.worldbank.org/en/results/2019/10/29/reducing-vulnerability-and-strengthening-inclusion-in-rwanda-through-rural-development-and-enhancing-social-protection> (参照 2021-01-14)

外務省サイト、ルワンダの教育

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world\\_school/07africa/infoC75200.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/07africa/infoC75200.html) (参照 2021-01-16)

在ルワンダ日本国大使館ウェブサイト、新型コロナウイルス関連情報,

[https://www.rw.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00065.html](https://www.rw.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00065.html) (参照 2021-01-22)

内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』 <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html>

(参照 2021-01-22)

JICA (2017) すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み

<https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw->

[att/disability\\_and\\_development.pdf](https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-att/disability_and_development.pdf) (参照 2021-01-08)